

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十二年四月一日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年四月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
沖洋司後援会	沖 洋司	沖 逸子	広島市東区温品七丁目一七番三七号
おのみち党	柏野 宏	亀田 茂登	尾道市東尾道七番地二
梶山はるたか後援会	花房 正暢	小畑 勝也	呉市川尻町東三丁目一六番四号
神田誠規後援会	冠野 伸彦	藤井 千文	尾道市向東町一〇〇七七―二
木梨元夫後援会	木梨 元夫	木梨 早苗	御調郡向島町一四〇三〇番地
こんどう忠久後援会	近藤 忠久	近藤 昭二	三次市島敷町五四六―一〇
先川和幸後援会	先川 和幸	崎森 成幸	安芸高田市向原町保垣八六六―一
政治結社守政國士會	椋橋 圭一	長野 有弘	広島市安佐北区落合二丁目一九―三
成和政経塾	甲田 茂樹	中野 正文	東広島市西条町下見二七六一―二
せきたに孝子後援会	井藤 隆	関谷 孝一	福山市横尾町一丁目二五番七号
田治康徳後援会	田治 康徳	柘宜谷 正夫	世羅郡甲山町伊尾九五二番地
伊達英昭後援会	伊達 英昭	伊達 秀子	三次市甲奴町有田六六一番地一
永田英則君を応援する会	内海 利博	金藤 一夫	世羅郡世羅町大字赤屋三二六
中村修司後援会	中村 修司	中村 富士雄	豊田郡大崎上島町中野四九二六―三

なみや良昭後援会	玉川 健三	平尾 博司	三原市大和町下徳良二〇三五
なかわき令子と歩む会	中脇 令子	福永 勇二	広島市西区観音本町一丁目一六番二一號
南田秀夫後援会	南田 静子	南田 潤吾	安芸郡熊野町大字川角二九五番地の二
野崎幸雄後援会	野崎 幸雄	野崎 マチ子	庄原市高町二六六〇番地
浜本光司後援会	堀井 正憲	田中 継男	廿日市市宮浜温泉一丁目一五番一九号
早志美男後援会	早志 美男	早志 信明	東広島市福富町久芳甲二八六五番地一
藤原平後援会	藤原 平	大西 駿二	福山市新市町大字新市一〇七六番地の二
堀まさと後援会	佐倉 貞雄	奥西 定夫	三原市久井町吉田三七四番地
松浦敬潤後援会	松浦 敬潤	増見 長三	世羅郡世羅町大字西神崎八〇四番地
溝口致哲を支援する会	溝口 致哲	溝口 保弘	庄原市西城町三坂九三八の一番地
宮本ふさひろ後援会	佐々木 康昭	岸田 里子	安芸高田市吉田町吉田一二五九―一番地
山根京司後援会	石原 行雄	山根 ヒトミ	甲奴郡総領町稲草一三二七―二
吉田美江子後援会	吉田 美江子	丸山 久美子	安芸郡府中町みくまり一丁目七―六